

# 労働安全コンサルタント試験 (産業安全関係法令)

安全関係法令

1 / 6

問 1 次の業種のうち、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する当該業種の事業場において、労働安全衛生法令上、事業者が安全衛生推進者を選任しなければならないものはどれか。

- (1) 農業
- (2) 通信業
- (3) 教育業
- (4) 医療業
- (5) 警備業

問 2 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 面取り盤を使用する作業において、回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれがあったので、手袋を使用させなかった。
- (2) 機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれがあったので、機械の刃部のそうじの作業を行うときに機械の運転を停止しなかった。
- (3) 運転中の機械の刃部の切粉払いをするときに労働者にブラシを使用させた。
- (4) 前日の作業から研削といしを取り替えていなかったため、当日の作業を開始する前の試運転はしなかった。
- (5) 加工物等が欠損して飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難だったので、労働者に保護具を使用させた。

問 3 建設業における安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 元方事業者は、一の場所において、人口が集中している地域内における道路上で行われる橋梁<sup>りょう</sup>の建設の仕事の作業であって、当該場所における元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の数が常時 20 人以上 30 人未満であるものを行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。
- (3) 元方事業者は、店社安全衛生管理者に当該元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業を行う場所において設置する協議組織の会議に常時参加させるとともに、作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成させなければならない。
- (4) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したとき、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任すべき請負人は、当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合は、選任した安全衛生責任者に当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整を行わせなければならない。

問 4 荷役運搬機械等による労働災害防止のために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 長さ 20 メートル以上のコンベヤーの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を定め、その者の指揮の下に作業を実施させなければならない。
- (2) 荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。
- (3) 一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に器具及び工具を点検させ、不良品を取り除かせなければならない。
- (4) 最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- (5) 不整地運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、荷役装置及び油圧装置の機能について点検を行わなければならない。

問 5 降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある河川において建設工事の作業を行うとき、労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) あらかじめ定めるべき土石流による労働災害の防止に関する規程においては、降雨又は融雪があった場合及び地震が発生した場合に講ずる措置について示さなければならない。
- (2) 土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく 1 回、及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、避難の訓練を行わなければならない。
- (3) 土石流の発生を早期に把握するための土石流検知機器を設置するとともに、当該機器について、1 か月以内ごとに 1 回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- (4) 土石流が発生した場合に関係労働者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設けなければならない。
- (5) 土石流が発生した場合に労働者を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けなければならない。

問 6 型枠支保工、足場などについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させなければならない。
  - (2) 型枠支保工を組み立てるときに作成する組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。
  - (3) 敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型枠支保工については、型わくの形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を2段以上はさんではならない。
  - (4) 鋼管足場に使用する鋼管で外径及び肉厚が同一であり、強度が異なるものを同一事業場で使用するとき、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。
- (5) つり足場の上で、作業の必要上やむを得ず脚立を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業の指揮を行わせなければならない。

問 7 爆発、火災などの防止のために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 危険物を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、危険物取扱作業主任者を選任し、その者に当該作業の方法を決定させ、当該作業を直接指揮させなければならない。
- (2) 油又は印刷用インキ類によって浸染したボロ、紙くず等については不燃性の有蓋容器<sup>がい</sup>に収める等火災防止のための措置を講じなければならない。
- (3) 特殊化学設備に使用する動力源に係るバルブ、コック及びスイッチについて、誤操作防止のための色分けを行ったときは、他の誤操作防止措置を講じなくてもよい。
- (4) 化学設備(配管を除く。)を内部に設ける建築物については、当該建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等を当該化学設備で取り扱う化学物質に応じ、腐食しにくい材料で造らなければならない。
- (5) 発破の作業を行う場合において、労働者が安全な距離に避難し得ないときは、防護盾、保護帽等の保護具を着用させなければならない。

問 8 ボイラー又は圧力容器に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、ボイラー室については、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないものであるときを除き、2以上の出入口を設けなければならない。
- (2) 事業者は、ボイラーの水高計の目もりには、最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をしなければならない。
- (3) 外国において小型圧力容器を製造した者が自ら個別検定を受けたものである場合を除き、小型圧力容器を輸入した者は、個別検定を受けなければならない。
- (4) 事業者は、第一種圧力容器を初めて使用するときは、第一種圧力容器取扱作業主任者に、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮させなければならない。
- (5) 使用を廃止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長の使用再開検査を受けなければならない。

問 9 電気による労働災害を防止するために事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 配電盤室に設置した電気機械器具について、当該配電盤室への電気取扱者以外の者の立入りを禁止したので、当該電気機械器具の充電部分に感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けなかった。
- (2) 鉄骨上で、交流アーク溶接の作業を行うときに、作業場所の高さが2メートル未満であったので、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなかった。
- (3) 高圧の電路を開路して、当該電路の点検の電気工事の作業を行うときに、当該電路を開路した後に検電器具による停電の確認を行ったので、短絡接地器具による短絡接地はしなかった。
- (4) 負荷電流をしゃ断するためのものでない高圧の電路の開閉器を開路するときに、当該開閉器に当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設けたので、当該操作を行う労働者に当該電路が無負荷であることを示すためのパイロットランプ、当該電路の系統を判別するためのタブレット等による電路が無負荷であることの確認はさせなかった。
- (5) 高圧の充電電路の修理の作業を行う場合において、労働者に活線作業用器具を使用させたので、絶縁用保護具は着用させなかった。

問 10 クレーン等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、ジブが伸縮する構造の移動式クレーンにあっては、当該移動式クレーンの運転者を、当該移動式クレーンのジブを伸長させたままで、運転位置から離れさせてはならない。
- (2) 事業者は、可搬型のゴンドラの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させなければならない。
- (3) 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープについては、1か月以内ごとに1回、定期的に、ワイヤロープの素線の切断の程度、直径の減少の程度、形くずれ又は腐食の有無について自主検査を行わなければならない。
- (4) 事業者は、建設工事に使用するエレベーターの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
- (5) 事業者は、建設用リフトの基底部をそうじするときは、昇降路に角材、丸太等の物をかけ渡してその物の上に搬器を置くこと等搬器が落下することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

問 1 1 元方事業者などに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 自動車製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- (2) 建設業の仕事を自ら行う注文者は、当該仕事を行う場所において、請負人の労働者にくい打ち機を使用させるときは、当該くい打ち機のウインチについては、浮き上がり、ずれ、振れ等が起らないように据え付けなければならない。
- (3) 特定元方事業者は、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。関係請負人は、特定元方事業者が行う巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- (4) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、仕事の工程に関する計画を作成しなければならない。
- (5) 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

問 1 2 事業者が行わなければならない定期自主検査に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 小型ボイラーについては、1年を超えない期間ごとに行う定期自主検査において、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無について検査を行わなければならない。
- (2) クレーンについては、1か月以内ごとに行う定期自主検査において、ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無について検査を行わなければならない。
- (3) 動力により駆動される遠心機械については、1か月以内ごとに行う定期自主検査において、リミットスイッチ、リレー、配線その他電気系統の異常の有無について検査を行わなければならない。
- (4) 高所作業車については、1年以内ごとに行う定期自主検査において、ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床その他作業装置の異常の有無について検査を行わなければならない。
- (5) 車両系建設機械については、1年以内ごとに行う定期自主検査において、油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無について検査を行わなければならない。

問 1 3 次の事故のうち、労働安全衛生法令上、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが事業者に義務付けられていないものはどれか。

- (1) 事業場のれんが造りの煙突が倒壊したとき
- (2) ゴンドラが作業中に逸走したとき
- (3) 最大荷重が10トンのフォークリフトが作業中に転倒したとき
- (4) つり上げ荷重が1トンのクレーンのジブが作業中に折損したとき
- (5) つり上げ荷重が0.5トンの移動式クレーンのワイヤロープが作業中に切断したとき

問 1 4 安全衛生教育に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。
  - (2) 事業者は、機械集材装置の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
  - (3) 事業者は、法令で定められた危険又は有害な業務について安全又は衛生のための特別の教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。
  - (4) ガス業の事業場の事業者は、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、「作業方法の決定及び労働者の配置に関する事」等の事項について安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- (5) 運送業の事業場の事業者は、雇入れ時の安全衛生教育において、教育を行うべき事項のうち、「整理、整頓及び清潔の保持に関する事」については、省略することができる。

問 1 5 常時 150 人の労働者を使用する食料品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業者が講じている措置は次のとおりであった。これらの措置のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 運搬作業に使用している2台のフォークリフトについては、最高速度が毎時 25 キロメートルであり、構内での運行経路を定め当該経路により運転させていたが、その制限速度は定めていなかった。
- (2) 混練に使用している食品加工用混合機は、その内容物の取出しが自動的に行われる構造になっていないことから、用具を使用してその内容物を取り出させていたが、取出しのときに当該機械を停止させてはなかった。
- (3) 安全診断の実施の1年前に倉庫に設置している積載荷重 0.5 トンのエレベーターの変更工事を行い、その積載荷重を 0.95 トンに変更して使用していたが、その変更の際、所轄の労働基準監督署長の変更検査を受けていなかった。
- (4) 毎月1回、定期的で開催している安全衛生委員会の議事の概要については、開催の都度、遅滞なく、各作業場の見やすい場所に常に掲示していたが、労働者への書面の交付はしていなかった。
- (5) 新たに食品加工用ロール機を操作する業務に従事させる労働者には、当該機械の取扱い方法等について教育は行っていたが、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育は実施していなかった。

(終り)